

2017 年度

競売不動産取扱主任者[®]資格

更新講習・更新登録案内書

1. 競売不動産取扱主任者資格制度に基づく更新講習・更新登録
 - 1-1. 更新登録の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 資格更新登録のための更新講習
 - 2-1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2-2. 受講方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2-3. 受講資格・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2-4. 更新登録費用・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2-5. 受講申込み・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 2-6. 新主任者証用写真の提出・・・・・・・・ 4
 - 2-7. 新主任者証の交付・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2-8. 資格登録の抹消・・・・・・・・・・・・ 5
3. 個人情報の取扱いについて

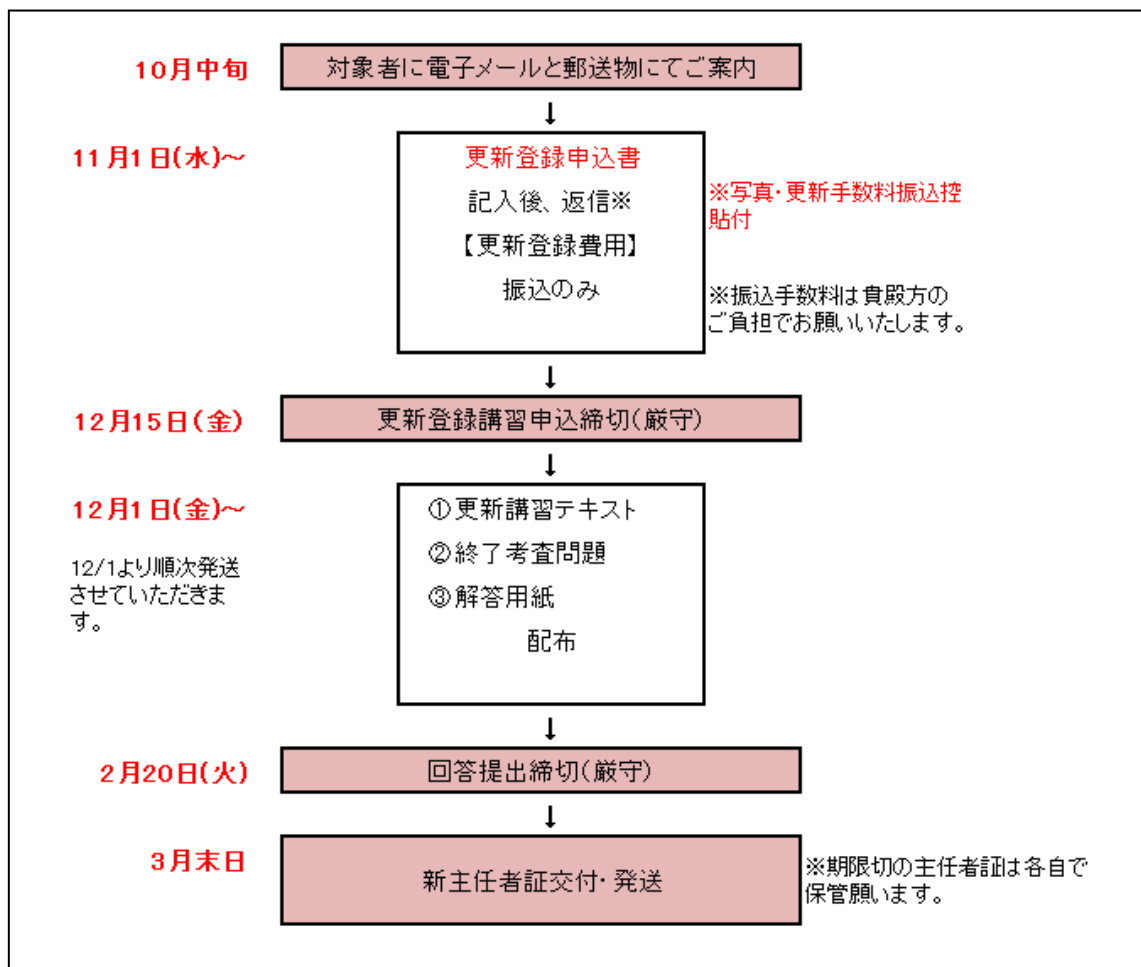
主催 一般社団法人不動産競売流通協会

1. 競売不動産取扱主任者資格制度に基づく更新講習・更新登録

競売不動産取扱主任者資格制度では、競売不動産取扱主任者の資格登録有効期間を5年と定めています。

2017年度末（平成30（2018）年3月31日）をもって資格登録の有効期間満了を迎える方は、資格の更新登録が必要になります。資格の更新登録は、更新講習の課程を修了し、登録を行うことによって完了します。

1-1. 更新登録の流れ



2. 資格更新登録のための更新講習

■2-1. 目的

更新講習は、資格登録を更新しようとする方に、直近5年間をベースに「競売不動産取扱主任者(以下「主任者」という)を取り巻く環境の変化、法令等の改正等に伴う新しい知識・情報」を提供し、競売不動産取扱主任者としての技能の向上を図ることを目的としています。

■2-2. 受講方法

更新登録の方法は「在宅講座」とし、更新希望者は更新講習テキストにより、自習の上、修了考査問題の解答を一般社団法人不動産競売流通協会に提出し、修了考査に合格することが条件となります。

※修了考査は更新講習テキストの内容を把握しているかどうかを確認するものです。

※修了考査問題の配布時期、解答提出締切日等は次のとおりです。

・更新登録申込期間：2017年11月1日(水)～12月15日(金)まで

・更新講習テキストの配布時期：2017年12月1日(金)～

※申込順に順次発送致します。

・修了考査問題の配布時期：2017年12月1日(金)～

・解答提出締切日：2018年2月20日(火)消印まで有効

・修了考査結果通知時期：2018年3月末日 新主任者証の発送にかえさせていただきます。

※万一、合格点に満たない場合は、再度解き直しとなります。

■2-3. 受講資格

更新講習は、以下の方々が受講することができます。

資格登録有効期間満了年度を迎えた資格登録者

※主任者証の有効期間が平成30年3月31日までの方

■2-4. 更新登録費用(受講手数料・更新登録手数料)

18,000円(19,440円税込) ※新主任者証交付手数料+5年間の登録料

【振込先】

みずほ銀行 浜松町支店 普通口座 1342437
シャ) フドウサンケイバイリュウツウキョウカイ

※必ず「申込者名」でお振込みください。「会社名」では確認できないことがあります。

※振込手数料は貴殿方の御負担をお願いいたします。

一旦収納した更新料は、当協会の責に帰すべき事由により、更新講習を受けることができなかった場合を除き返還いたしません。

■2-5. 受講申込み

(1) 申込方法

申込方法は郵送のみとなりますので、以下の申込要領に従いお申込み下さい。

更新案内同封の「競売不動産取扱主任者【更新登録】申込書」に必要事項を漏れなくご記入の上、以下の書類を貼付し、ご返送下さい。

① 更新新申込書の顔写真（※後述、2-6. 新主任者証用写真の提出を参照）

6か月以内に撮影したものであること

縦4.5cm×横3.5cm（パスポートサイズ）

② 決済方法

振込受付票（銀行窓口の場合）や利用明細書（ATMの場合）等受験料の払込の記録となるものの原本又は、コピーを受験申込書の指定場所に貼付して下さい。

上記書類の原本をもって、領収書に代えさせていただきます（別途、領収書は発行しません）。なお、上記書類はご返送できません。予めご了承下さい。

(2) 申込み受付期間

2017年度の更新講習受講申込の受付期間は次のとおりです。

2017年11月1日(水)～12月15日(金)

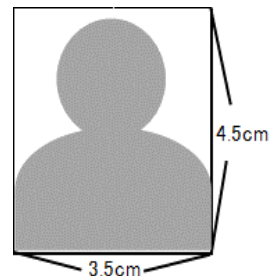
■2-6. 新主任者証用写真の提出

新主任者証を作成するための顔写真が必要です。

更新講習申込書に貼付していただいた写真を使用いたします。

【顔写真についての注意点】

- ・ 申込提出前、6ヶ月以内に撮影したものであること
縦4.5cm×横3.5cm（パスポートサイズ）
- ・ 顔の大きさは頭頂からあごまでが、2.8cm以上3.2cm以下のもので、両肩が写っているもの。
- ・ カラー・白黒どちらも可
- ・ 無背景で無帽、かつヘアバンド、リボン、濃い色のレンズの眼鏡、マスク等を着用していないもの。
- ・ 身体は、正面を向いた、上半身（胸から上）のもの。



■2-7. 新主任者証の交付

更新講習の受講による更新登録の手続きが完了すると、新しい競売不動産取扱主任者証が交付されます。

郵送は2018年3月末日になります。新主任者証の有効期間は2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間となります。

旧主任者証については、各自で保管下さい。

新主任者証には、初会登録年の記載及び更新回数が記載されます。

【拡大】

更新
回数★
初回登録：平成24年度



■2-8. 資格登録の抹消

次のいずれかに該当する方は、登録申請をされても欠格となり、F K Rの判断で抹消されます。

- ① 成年被後見人または被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処され、刑の執行が完了または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- ③ 破産者で復権を得ていない者
- ④ 宅地建物取引業法の規定により宅地建物取引主任者としてすべき事務を禁止され、その禁止期間満了の日から5年を経過していない者
- ⑤ 虚偽または不正の事実に基づいて登録申請し、登録を受けたことが判明した者
- ⑥ 競売不動産取扱主任者としての品位を損なうような行為があったとき

3. 個人情報の取扱いについて

収集した個人情報は、試験終了後も当協会において保有します。これらの情報は、統計資料の作成等試験事務を適正かつ円滑に実施する目的のみに利用するとともに、適正に管理いたします。

<お問い合わせ先>

一般社団法人不動産競売流通協会事務局内試験センター

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-1 第一大門ビル 7F

TEL : 03-5776-0981 FAX : 03-5776-0982

ホームページ : <http://fkr.or.jp/>

E-mail : exam@fkr.or.jp

【業務時間】 月曜日～金曜日 9:00～18:00

(土日祝日、夏期、年末年始休暇を除く)